

奈良市
食と農の未来づくり
推進計画

目次

第一章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の基本方針	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	3

第二章 奈良市の食育・地産地消に関する現状と課題

1. 本市の食育・地産地消の現状	
(1) 食育の現状	4
(2) 地産地消の現状	7
2. 統計で見る食育・地産地消を取り巻く状況	
(1) 健康に関する状況	11
(2) 農業に関する状況	14
3. 本市の食育・地産地消の課題	
(1) 食育の課題	16
(2) 地産地消の課題	16

第三章 目標と展開

1. 基本目標	18
2. 施策の方向性	19
3. 指標と目標値	22

第四章 資料編

1. アンケート概要	23
2. 奈良市食育・地産地消推進会議委員名簿	24
3. 奈良市食育・地産地消推進会議規則	25

第一章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「食育基本法」に基づき、平成20年に市町村食育推進計画として「奈良市食育推進計画」を定め、その後、同26年に第2次、同31年に第3次計画を策定し、食育の普及と推進に取り組んできました。

一方、「食」の供給源である「農」については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）」等に基づき、平成25年に「奈良市地産地消基本計画」、同27年に基本計画を進めるにあたって「奈良市地産地消促進計画」を策定し、地元農産物の消費啓発に努めてきたところです。

これらの計画により、本市において食育や地産地消に対する関心は高まっておりますが、6次産業化・地産地消及び国の「第4次食育推進基本計画」でも示されているとおり、本来、食と農は密接に関わり合うものであることから、社会における一体的な取り組みが求められています。こうした現状を踏まえ、本市はこれまで個々に推進してきた食育と地産地消についての計画を統合し、食育・地産地消推進計画として「奈良市食と農の未来づくり推進計画」を策定しました。

2 計画の基本方針

安心・おいしい奈良の食から、人と産地の未来づくり

本市では、1200年の歴史を誇る「大和茶」や、大和高原で育まれる野菜や米など、多彩な農産物が生産されています。これらは地域特有の恵みとして、古くから地元で親しまれ、食されてきました。

現代は、生活様式の変化等により健全な食生活の実践が難しくなっているため、生活習慣病等の増加が懸念される状況です。また、流通面では、コスト等で勝る海外や国内他地域産の農産物が店頭の大部分を占めており、地元農産物を使った料理が食卓に並ぶ機会が減少していることで、産地の危機に繋がりがねません。

しかし、一人ひとりが正しい食への知識を持つとともに、地元農産物の使用に努めることで、消費者にとって安心・安全な食が実現できるほか、生産者の所得向上や産地振興、環境負荷低減など、経済・環境面においても好循環がもたらされ、SDGs^{*1}にも繋がる持続可能な農業が達成されと考えられます。このことから、本計画では「安心・おいしい奈良の食から、人と産地の未来づくり」を基本方針に掲げ、これまで以上に食育を推進するとともに、地元農産物への市民の理解を深め、地産地消を促していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している現状を鑑み、食育及び地産地消に関する取り組みは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、感染症対策を行った上で実施するものとします。

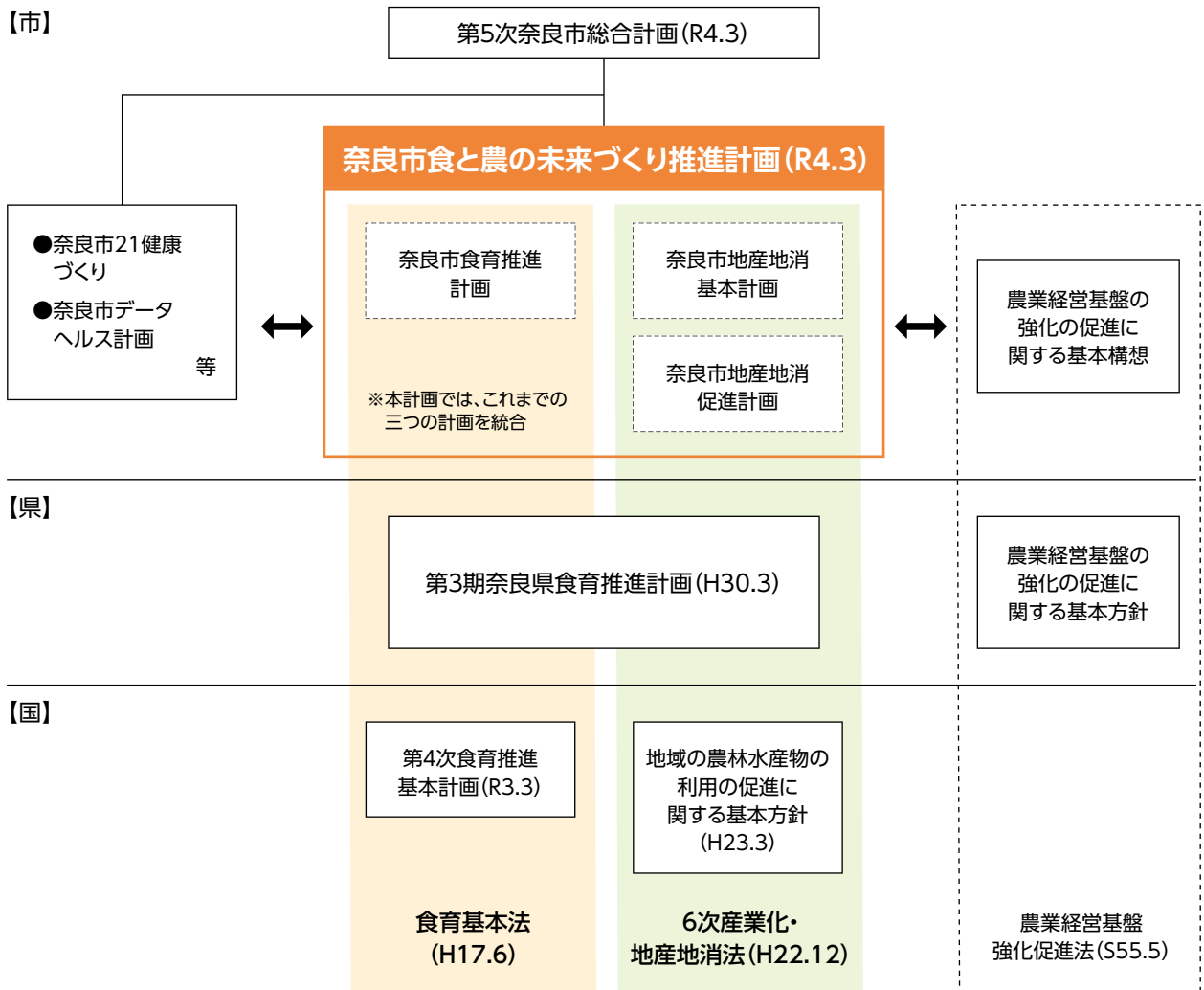
*1 SDGs (Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、社会、経済、環境の側面から17のゴールと169のターゲットにより構成されています。

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項において規定される「市町村食育推進計画」及び6次産業化・地産地消法第41条第1項において規定される「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」とします。

これまで「奈良市食育推進計画」「奈良市地産地消基本計画」「奈良市地産地消促進計画」とそれぞれ個別に定めていた計画を一本化した本計画では、「奈良市第5次総合計画」を上位計画として位置づけ、関連する個別計画や「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想^{※2}」のほか、国及び奈良県の計画等との整合性を図りつつ、効果的に取り組みを行うものとしします。



4 計画期間

本計画は、令和4年度から同8年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中に目標の達成度等の検証を随時行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

※2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が定める基本方針を受けて市町村が策定する構想です。市町村の今後の農業の基本的な方向性を明確に示すもので、5年ごとに以後10年間を見通して見直しを行います。育成すべき経営体の目標とする所得水準や労働時間など、農業経営における具体的な指標が記載されています。

第二章

奈良市の食育・地産地消に関する現状と課題

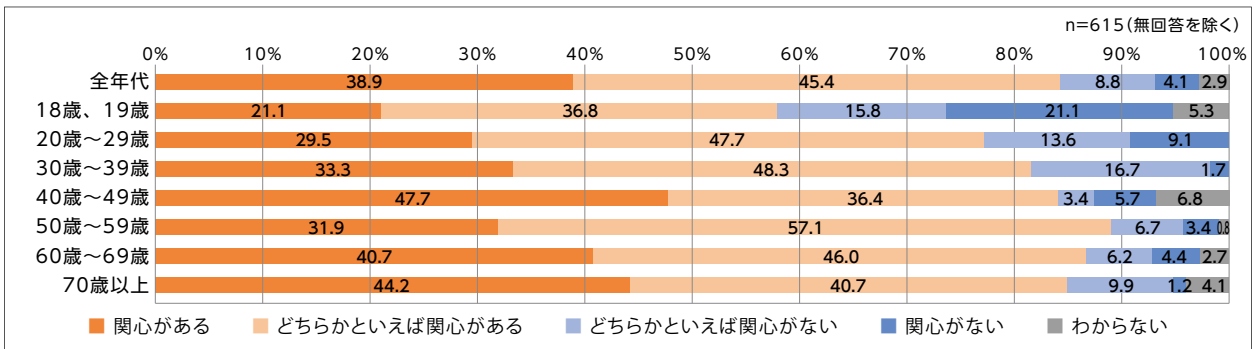
1 本市の食育・地産地消の現状

本市では令和2年度、18～74歳を対象に食育・地産地消に関する意識調査、小中学生向けに地産地消に関する意識及び食材の購買動向調査と、飲食店向けに食材の仕入れ状況調査を行いました。

なお、小中学生向けの調査では、主食である米と、本市の主要農作物である茶について重点的に調査しました。

(1) 食育の現状

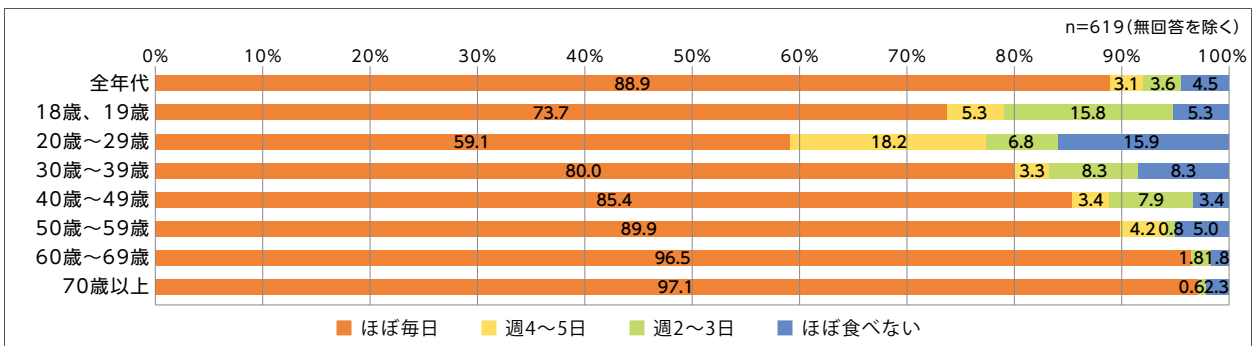
・食育に関心を持っている人の割合



食育に関心を持っている人の割合は、全年代においては「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて84.3%となっています。これは、過去の調査結果（平成20年度79.7%、平成25年度82.4%、平成30年度75.9%）と比較して最も割合が高く、行政や地域での食育に関する取り組みの成果として関心の高まりが認められたと考えることができます。

年代別の比較では、18、19歳で低くなっています。

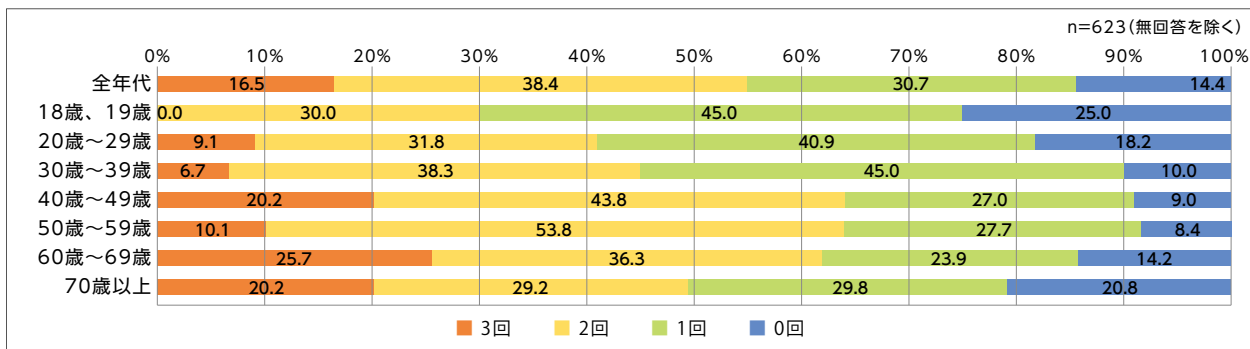
・朝食をほぼ毎日食べる人の割合



朝食をほぼ毎日食べる人の割合は、全年代においては「ほぼ毎日食べる」が88.9%となっており、過去の調査結果（平成20年度83.9%、平成25年度84.9%、平成30年度86.9%）と比較して最も割合が高く、食育への関心の高まりとともに、朝食摂取について行動の改善が認められたと考えることができます。

年代別の比較では、20代で低くなっています。

・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を一日2回以上摂る人の割合

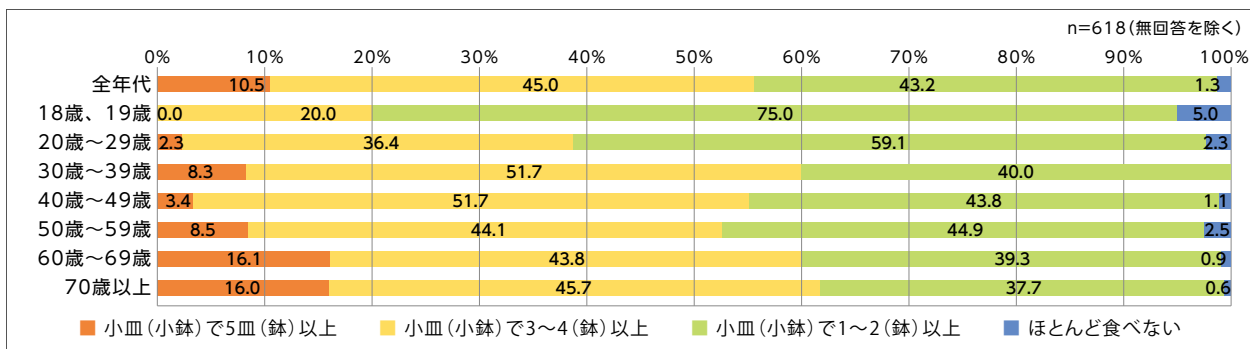


資料:令和2年度 奈良市「食育・地産地消」に関する意識調査

朝、昼、夕それぞれの食事において、主食・主菜・副菜のうち摂取しているものについての回答をもとに、一日の食事で主食・主菜・副菜が揃っている回数を算出しました。その中で、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を一日2回以上摂る人の割合は、全年代においては「3回」と「2回」を合わせて54.9%となっており、過去の調査結果（平成25年度45.8%、平成30年度42.4%）と比較して最も割合が高く、食育への関心の高まりとともに、主食・主菜・副菜を組み合わせた、いわゆるバランスの良い食事の摂取について行動の改善が認められたと考えることができます。

年代別の比較では、40歳以上と比較して、40歳未満の年代で低くなっています。また、70歳以上においてバランスの良い食事を摂る人の割合が40～60代と比較して低くなっています。

・一日に野菜を350g以上食べる人の割合

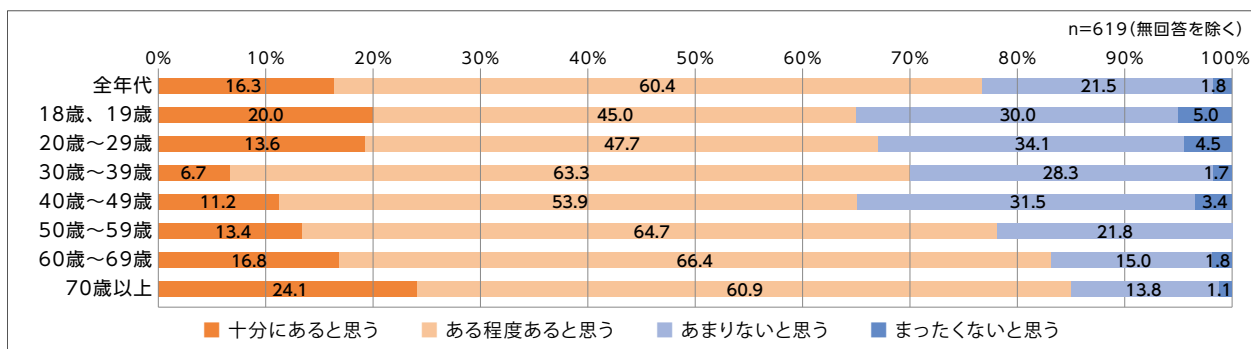


資料:令和2年度 奈良市「食育・地産地消」に関する意識調査

一日の野菜料理の摂取量について、小皿（小鉢）5皿以上を摂取している人を、野菜350g以上を食べている人としてしました。全年代におけるこれらの人の割合は10.5%となっており、過去の調査結果（平成25年度7.8%、平成30年度6.9%）と比較して増加が認められました。前項において、主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食事の摂取について行動の改善が認められていましたが、副菜を摂取する人が増加したことが、野菜摂取量の増加につながったと考えることができます。

しかしながら、年代別の比較では、60歳未満の年代で、野菜を350g（5皿）以上食べている人の割合は10%を下回っており、特に若い世代では3～4皿未満の人の割合が高くなっています。

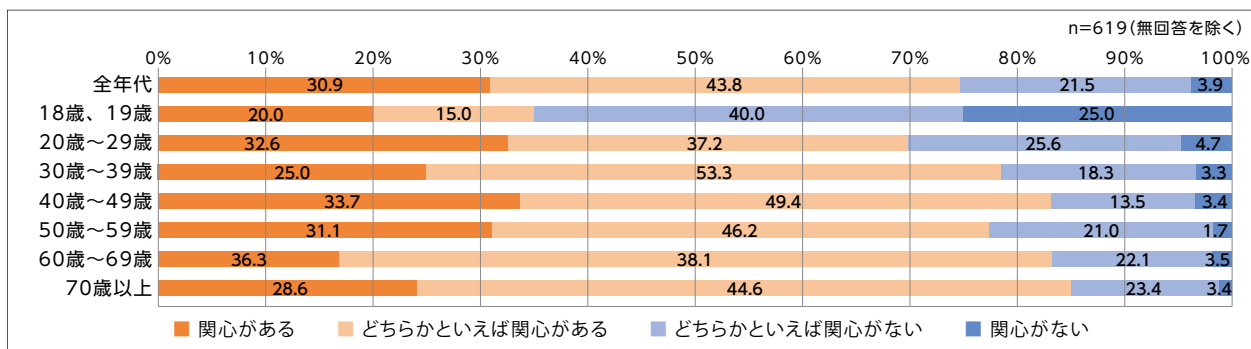
・食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ人の割合



食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ人の割合は、全年代においては「十分にあると思う」と「ある程度あると思う」を合わせて76.7%となっています。これは、過去の調査結果（平成25年度67.7%、平成30年度63.3%）と比較して最も割合が高くなりました。

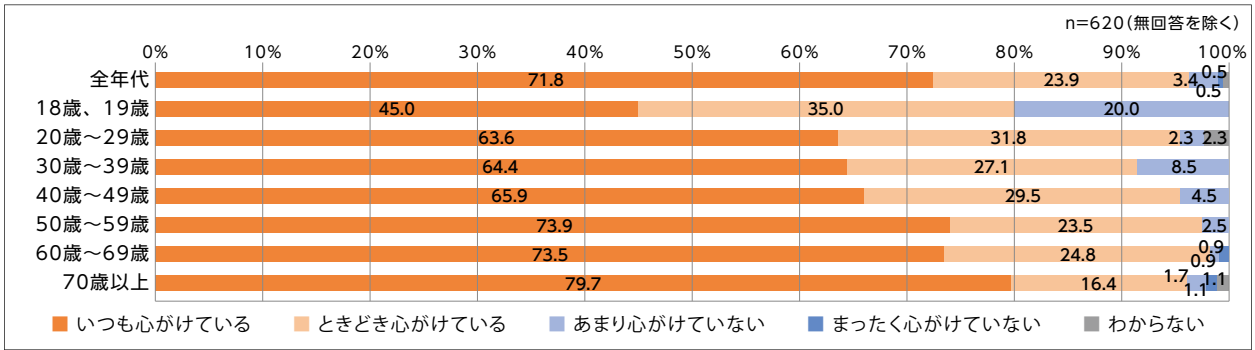
しかしながら、年代別の比較では、50歳以上と比べ、50歳未満の年代でやや低くなっています。

・食文化や郷土料理・伝統食への関心がある人の割合



食文化や郷土料理・伝統食への関心がある人の割合は、全年代においては「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて74.6%となっています。これは、過去の調査結果（平成25年度62.3%、平成30年度56.0%）と比較して最も割合が高くなりました。しかし、18、19歳では他の年代と比較して、関心のある人の割合が低くなっています。

・食べ残しや食品の廃棄を減らすことをいつも心がけている人の割合



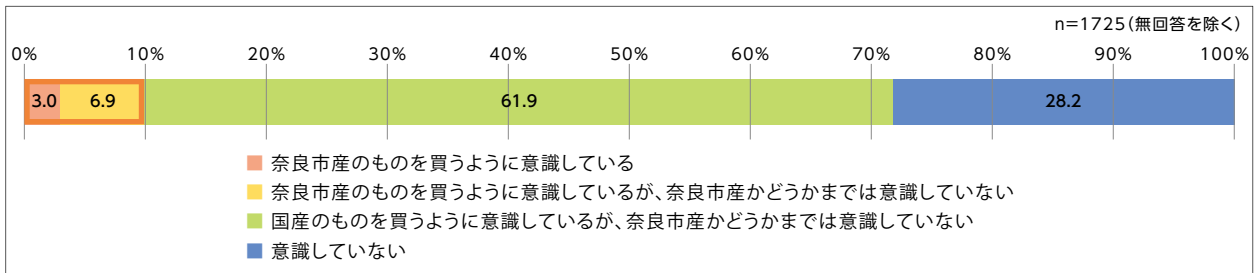
資料：令和2年度 奈良市「食育・地産地消」に関する意識調査

食べ残しや食品の廃棄の削減について「いつも心がけている」人の割合は、全年代においては71.8%となっており、過去の調査結果（平成20年度86.2%、平成25年度84.6%、平成30年度77.5%）と比較して最も割合が低く、徐々に減少してきています。また、年代が若くなるほどその割合が低くなっています。

(2) 地産地消の現状

①家庭における地産地消の意識

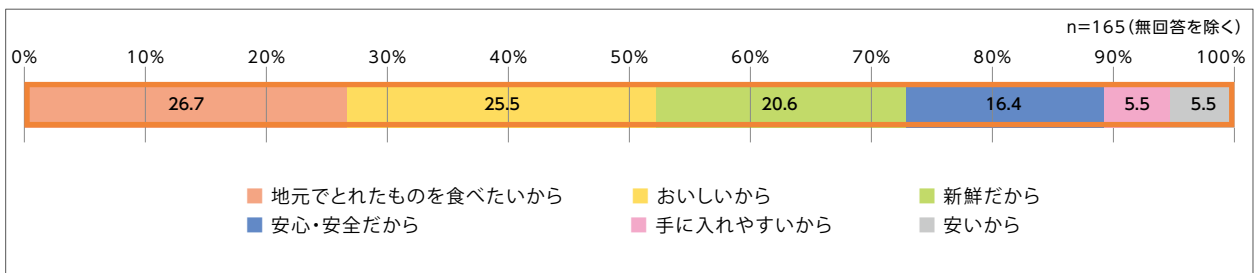
・食材を購入するときの意識の割合



資料：令和2年度 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

市内の中学生の世帯において、家庭で食材を購入する際に、「奈良市産のものを買うよう意識している」人の割合は3.0%と低く、「奈良県産のものを買うよう意識しているが、奈良市産かどうかまでは意識していない」人と合わせても9.9%にとどまります。「国産のものを買うように意識しているが、奈良市産・奈良県産かどうかまでは意識していない」人の割合は61.9%であり、前述の9.9%と合わせると71.8%の人が国産のものを買うように意識しています。

・奈良市産・奈良県産を意識して購入する理由

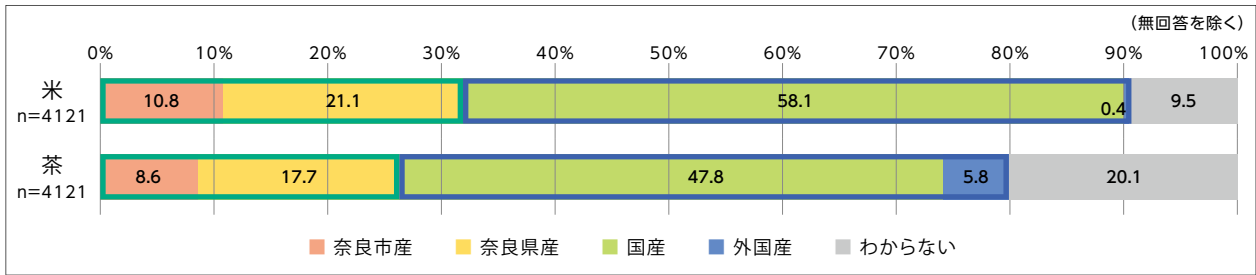


資料：令和2年度 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

奈良市産・奈良県産の食材を意識して購入している人が、これらの食材を意識して買う理由としては、「地元でとれたものを食べたいから」とした人の割合が最も高く、次いで「おいしいから」、「新鮮だから」、「安心・安全だから」との理由になっています。

②家庭で購入する米・茶の産地

・産地の割合

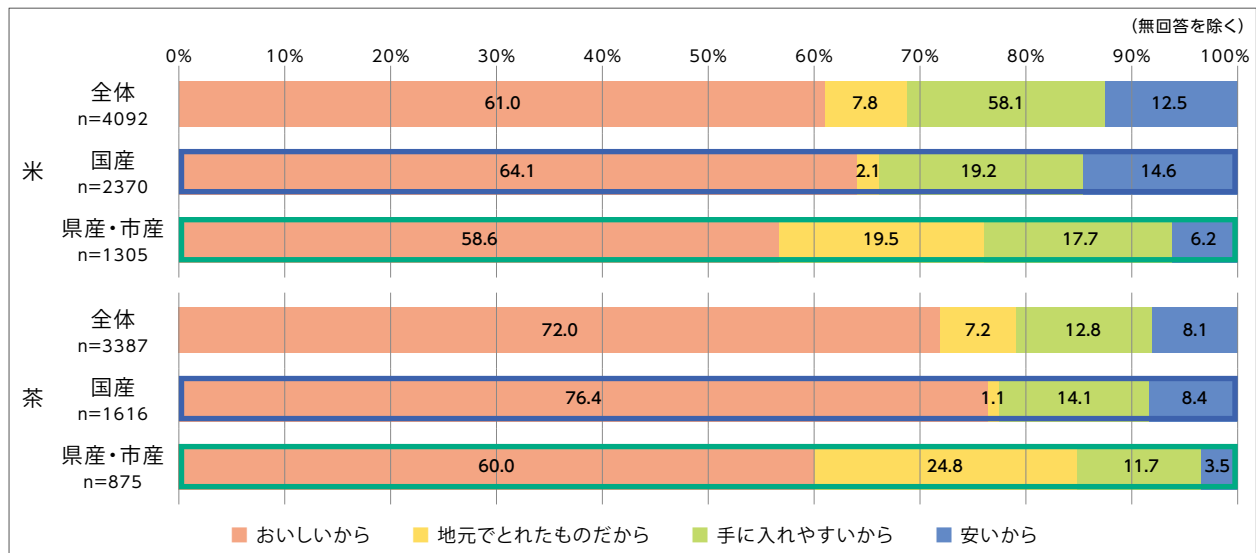


資料:令和2年度 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

市内の小学校高学年及び中学生の世帯において購入する米・茶の産地については、国産を選ぶ人が最も高い割合となっていますが、①で確認した食材全般に対する購入の際の意識と比較すると、奈良市産・奈良県産のものを購入している人の割合が高くなっています。

茶の調査においては、購入している茶葉の種類は日本茶に限らず紅茶等も含んでいることから、外国産のものを購入する人の割合が5.8%と、米に比べて高い数値となっています。

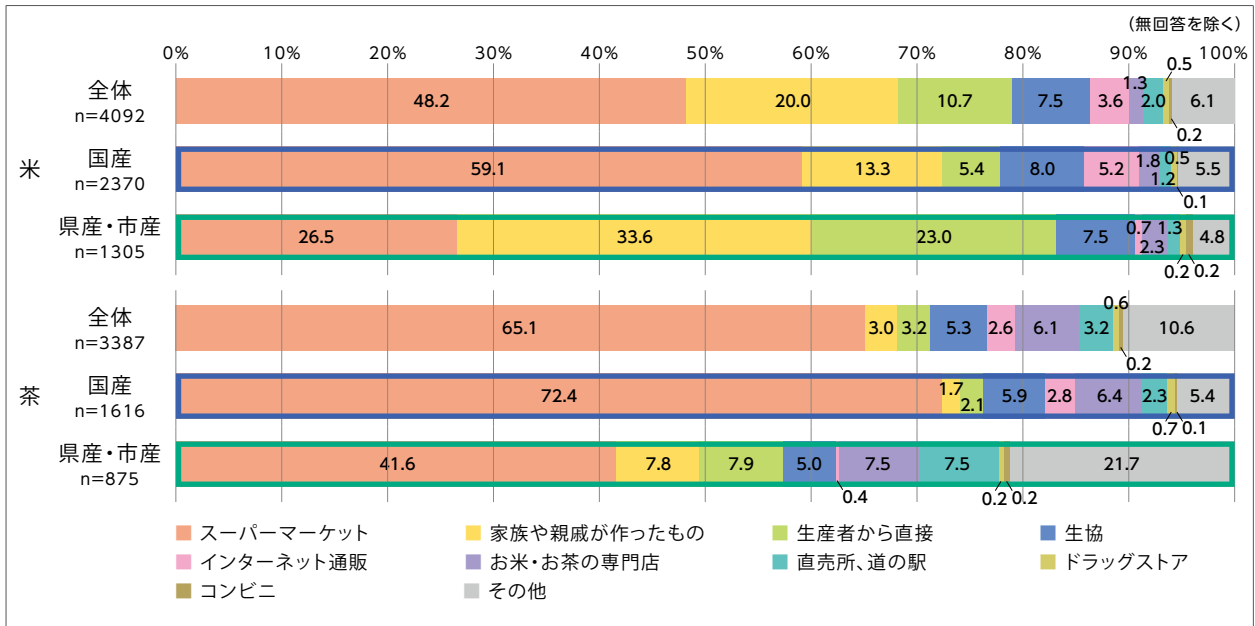
・購入する米・茶の産地別にみる選択理由



資料:令和2年度 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

米及び茶を購入する際に、その食材を選択する理由は、国産を選択している人においては「おいしいから」とした人の割合が最も高く（米 64.1%、茶 76.4%）、次いで「手に入れやすいから」（米 19.2%、茶 14.1%）、「安いから」（米 14.6%、茶 8.4%）となっており、「地元でとれたものだから」とした人の割合が最も低くなっています（米 2.1%、茶 1.1%）。また、奈良市産・奈良県産の米・茶を選択している人について選択する理由を見てみると、「おいしいから」とした人の割合が最も高く（米 58.6%、茶 60.0%）、次いで「地元でとれたものだから」（米 19.5%、茶 24.8%）、「手に入れやすいから」（米 17.7%、茶 11.7%）、「安いから」（米 6.2%、茶 3.5%）となっており、国産を選択している人と比較すると、地元でとれたことを意識して購入している人の割合が高くなっています。

・購入する米・茶の産地別にみる購入先

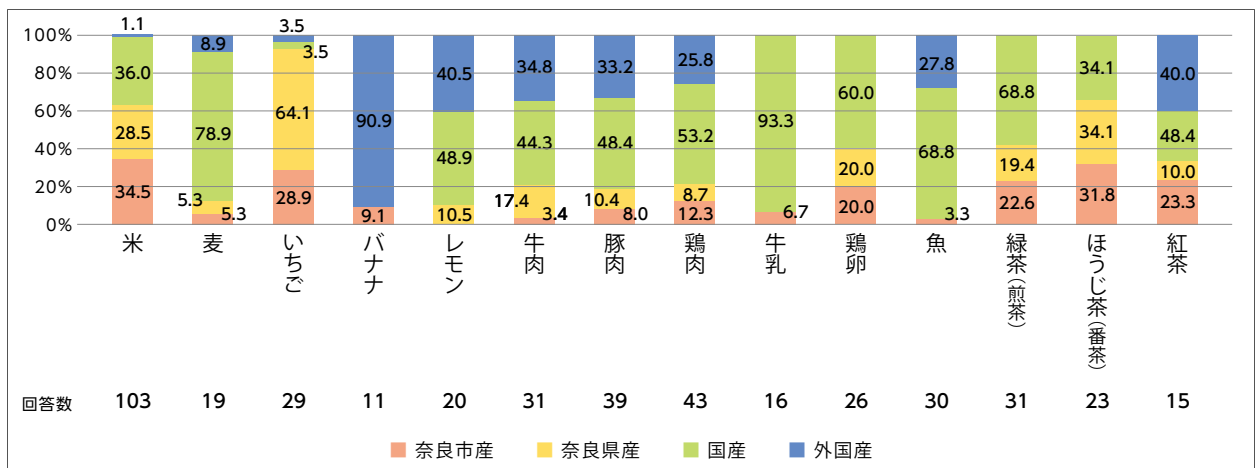


資料:令和2年度 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

米・茶の購入先では、国産を選択している人においては「スーパーマーケット」で購入している人の割合が最も高くなっています（米59.1%、茶72.4%）。また、奈良市産・奈良県産の米・茶を購入している人についてその購入先を見てみると、米は「家族や親せきが作ったもの」（33.6%）が「スーパーマーケット」（26.5%）を上回り、また国産を選択している人と比べると「生産者から直接」（23.0%）も高くなっています。一方で茶は「スーパーマーケット」（41.6%）が最も高く、次いで「生産者から直接」（7.9%）、「家族や親せきが作ったもの」（7.8%）、「直売所、道の駅」（7.5%）、「お茶の専門店」（7.5%）など、様々な方法で購入されています。

③飲食店における仕入れ状況

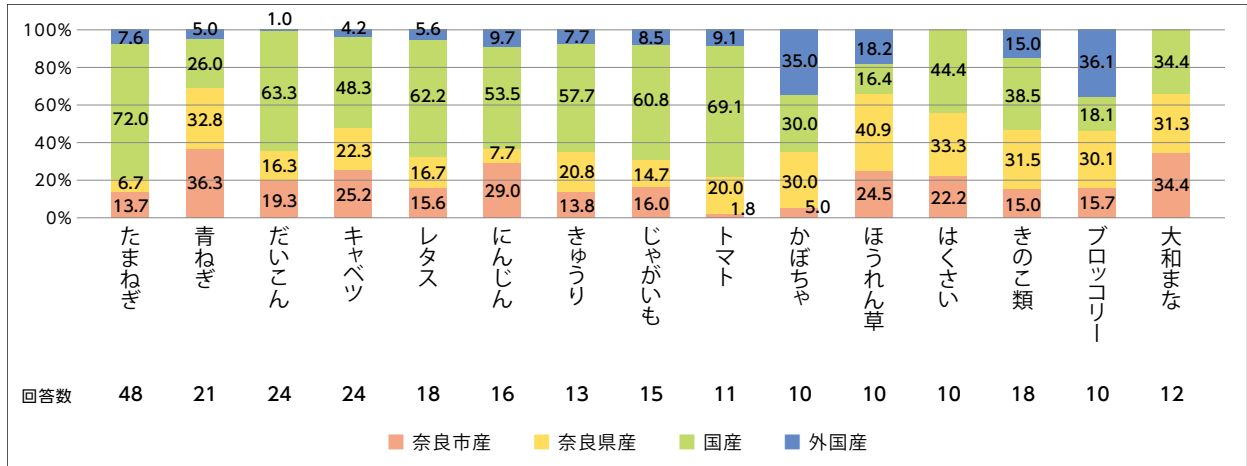
・穀物・果樹・畜産・茶の仕入れ状況



資料:令和2年度 奈良市「地産地消」に関する食材の仕入れ状況調査

飲食店等における穀物・果樹・畜産・茶の仕入れ状況を見ると、奈良市産の仕入れが多い品目は米が34.5%、ほうじ茶が31.8%、いちごが28.9%です。奈良県産では、いちごが64.1%、ほうじ茶が34.1%、米が28.5%となっており、奈良市産と奈良県産を合わせると、いちごが93.0%、ほうじ茶が65.9%、米が63.0%となっています。その他の穀類は国産、その他の果樹は国産と外国産のものが多くなっています。畜産は、奈良市産と奈良県産を合わせて約2割にとどまっています。その他のお茶では、奈良市産と奈良県産を合わせて緑茶が42.0%、紅茶が33.3%となっています。

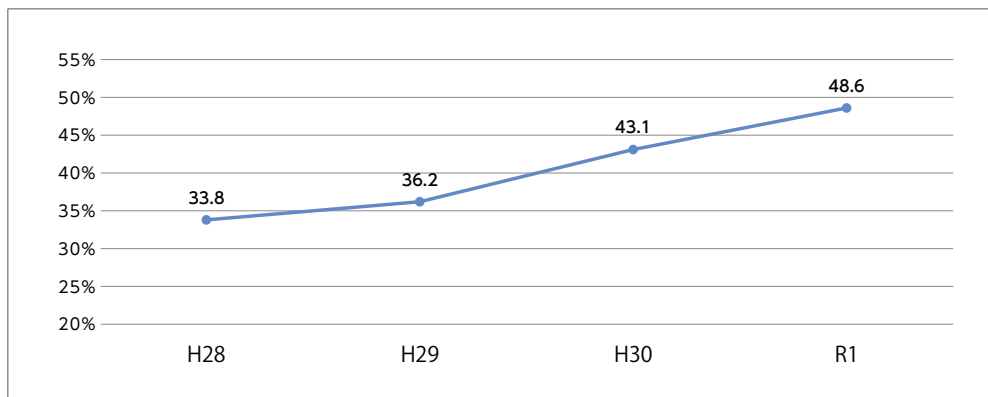
・野菜の仕入れ状況



資料:令和2年度 奈良市「地産地消」に関する食材の仕入れ状況調査

野菜の仕入れ状況をみると、奈良市産の仕入れが多い品目の割合は、青ねぎが36.3%、大和まなが34.4%です。奈良県産では、ほうれん草が40.9%、はくさいが33.3%、青ねぎが32.8%、きのこ類が31.5%、大和まなが31.3%、ブロッコリーが30.1%、かぼちゃが30.0%となっており、奈良市産と奈良県産を合わせると、青ねぎが69.1%、大和まなが65.7%、ほうれん草が65.4%、はくさいが55.5%となっています。

④学校給食における地元農産物の使用割合



資料:奈良市保健給食課データ(各年度)

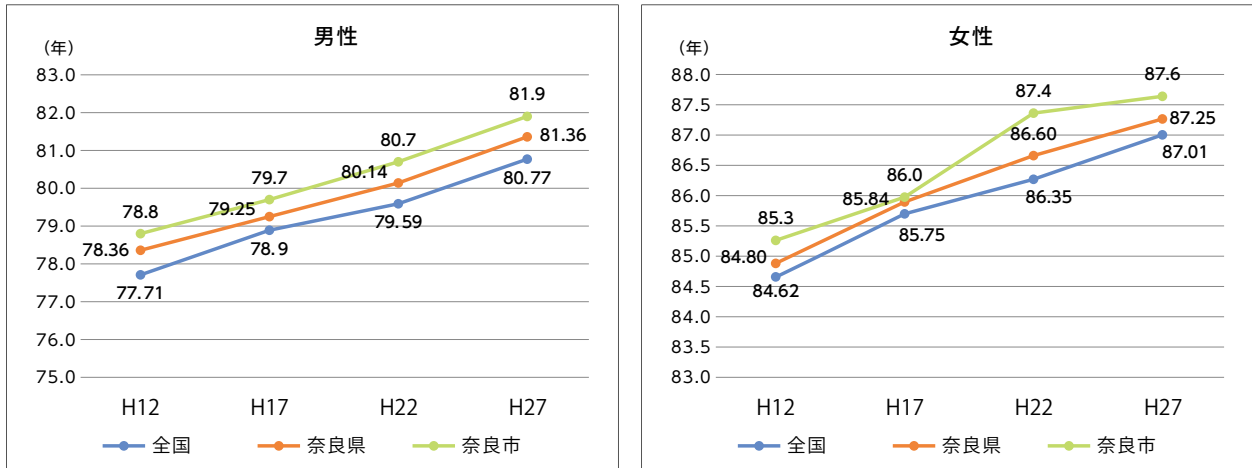
奈良市内の小学校における、品目ベースで算出する学校給食の地元農産物（奈良市産・奈良県産）の使用率は、増加傾向にあります。

2 統計で見る食育・地産地消を取り巻く状況

食育の推進は市民の健康増進、地産地消の促進は市の農業振興につながります。本市または奈良県、及び全国の健康と農業に関する状況について、各種統計データにより比較します。

(1) 健康に関する状況

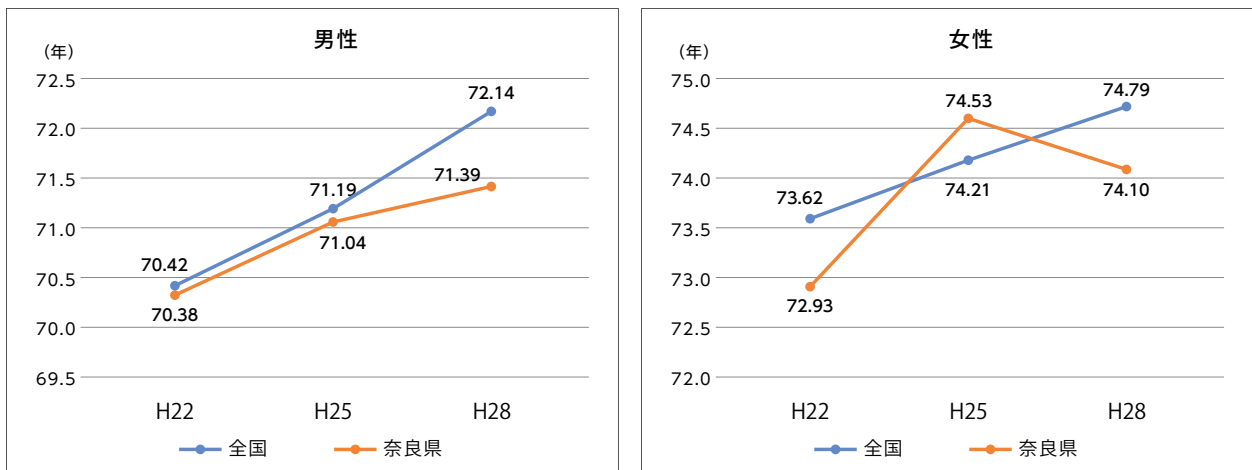
・平均寿命の推移



資料:厚生労働省 完全生命表・都道府県別生命表・市町村別生命表(各年度)

奈良市における平均寿命は、全国・奈良県と同様に年々伸びており、男女ともに全国・奈良県の平均を上回っています。

・健康寿命の推移



資料:厚生労働省 簡易生命表・人口動態統計・国民生活基礎調査・人口推計(各年度)

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることのできる期間である「健康寿命」については、平成25年の女性を除き、奈良県が全国を下回っています。

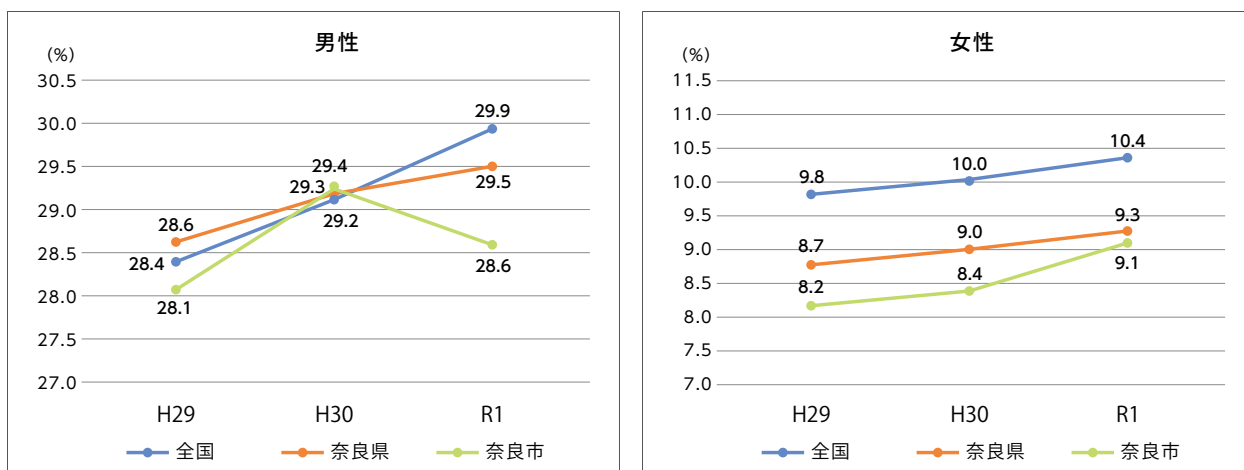
・死因別死亡率

	奈良市		奈良県		全国	
	死因	割合(%)	死因	割合(%)	死因	割合(%)
第1位	悪性新生物	28.2	悪性新生物	27.5	悪性新生物	27.4
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	16.9	心疾患(高血圧性を除く)	18.1	心疾患(高血圧性を除く)	15.3
第3位	脳血管疾患	7.2	肺炎	7.4	老衰	8.0
第4位	老衰	6.7	脳血管疾患	6.9	脳血管疾患	7.9
第5位	肺炎	6.6	老衰	6.9	肺炎	6.9

資料:奈良市の健康医療(令和2年度版)人口動態(平成30年)
厚生労働省 人口動態統計(平成30年)

奈良市における平成30年の死因の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患となっており、いわゆる生活習慣病^{※3}が全死因の5割以上を占めています。全国・奈良県と比較すると悪性新生物、脳血管疾患での死亡者の割合が高く、老衰、肺炎での死亡者の割合が低くなっています。

・メタボリックシンドロームの該当者の推移(40歳以上)



資料:国保データベース(KDB)システム(地域の全体像の把握)(各年度)

奈良市は、全国・奈良県と比較すると、メタボリックシンドローム^{※4}の該当者の割合は低いものの、女性については年々増加傾向にあります。また、男性では約3割が該当者となっています。

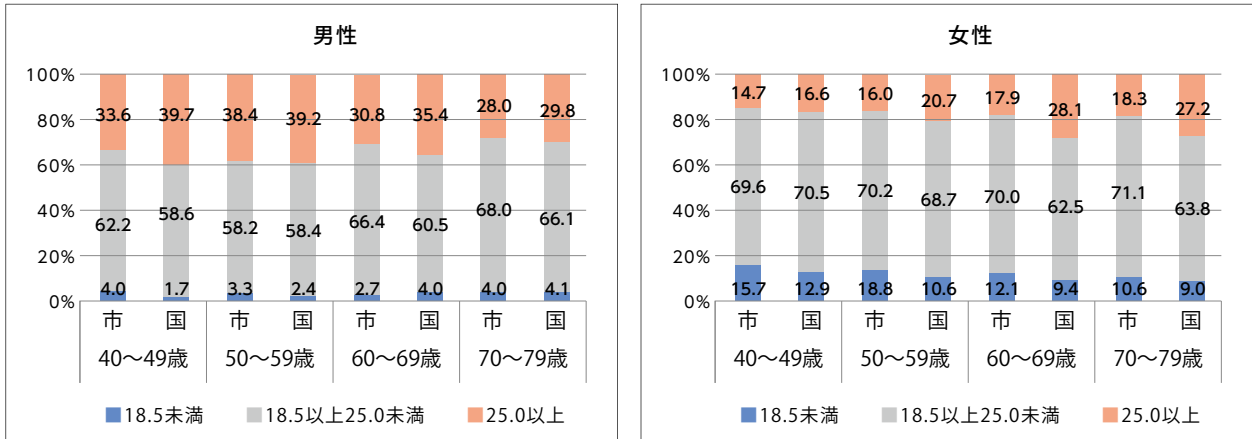
※3 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称です。がん、脳血管疾患、心疾患、また、脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などは、いずれも生活習慣病であるとされています。

※4 メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積によって、高血圧、高血糖、脂質異常などの生活習慣病のリスクが複合した状態。この状態を放置すると動脈硬化が進み、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を発症する危険性が高まります。

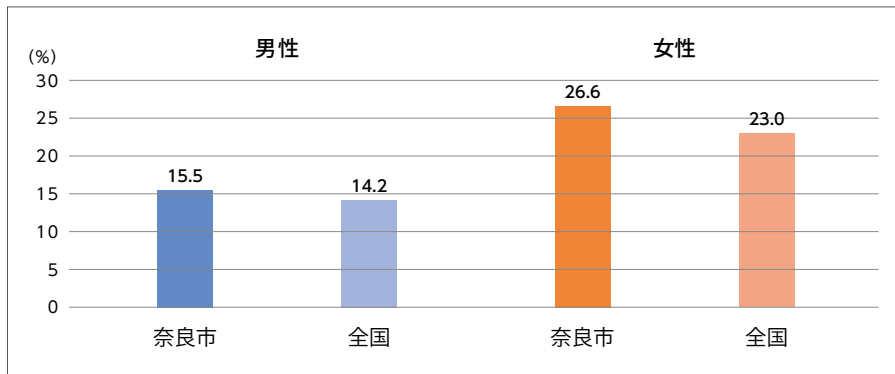
・年代別のBMIの状況



資料:厚生労働省 令和元年国民健康・栄養調査報告
令和元年度奈良市国民健康保険特定健康診査データ及び後期高齢者医療制度健康診査データ

奈良市の40歳以上の肥満者（BMI^{*5}25以上）の割合は、男女ともにいずれの年代においても全国よりも低くなっていますが、男性の40～60代では3～4割以上の方が肥満の状況にあります。一方、奈良市におけるやせ（BMI 18.5未満）の割合は、男女ともに全国を上回る傾向が見られます。

・高齢者（75歳以上）の低栄養の傾向（BMI 20未満）



資料:厚生労働省 令和元年国民健康・栄養調査報告
令和元年度奈良市後期高齢者医療制度健康診査データ

75歳以上の高齢者のうち、低栄養^{*6}傾向とされるBMI 20未満の人の割合は、男女ともに奈良市は全国の割合を上回っています。高齢者のやせは低栄養によるものが多いとされ、虚弱の原因となります。

※5 BMI

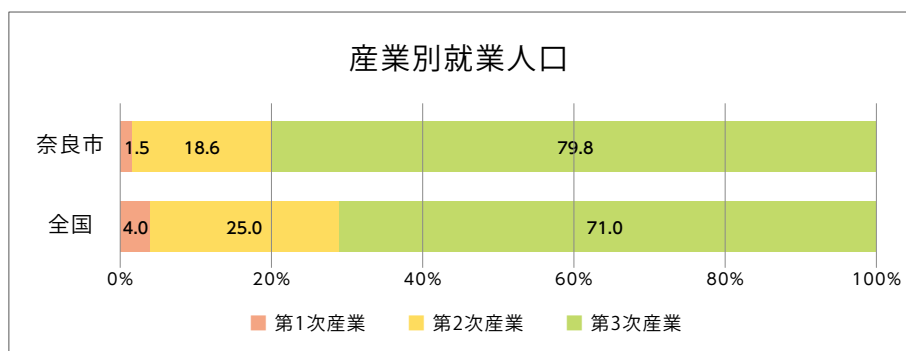
国際的に用いられる体格指数で、[体重 (kg)] ÷ [身長 (m) の2乗] で求めます。日本肥満学会は18.5未満を「低体重 (やせ)」、18.5以上25未満を「普通体重」、25以上を「肥満」と基準を定めています。

※6 低栄養

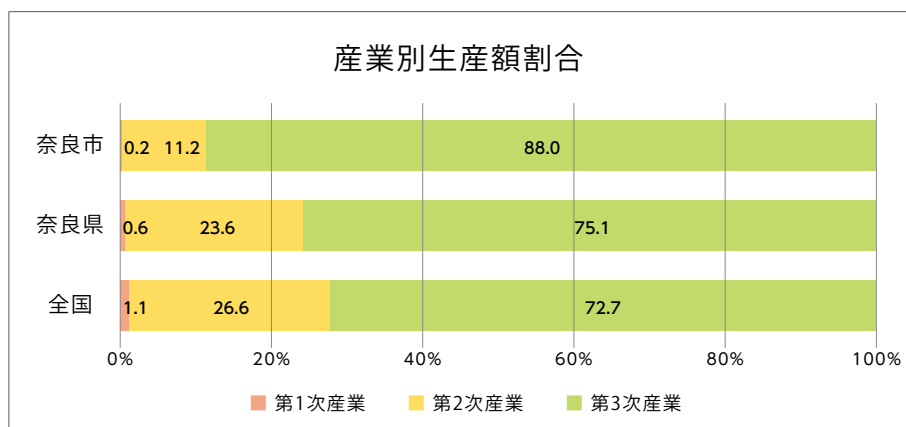
食欲の低下や噛む力が弱くなるなどの口腔機能の低下によって食事が食べにくくなり、徐々に食事が減ることで、身体を動かすために必要なエネルギーや、筋肉・皮膚・内臓等、体をつくるたんぱく質などの栄養が不足している状態のこと。

(2) 農業に関する状況

・産業別就業人口及び生産額割合



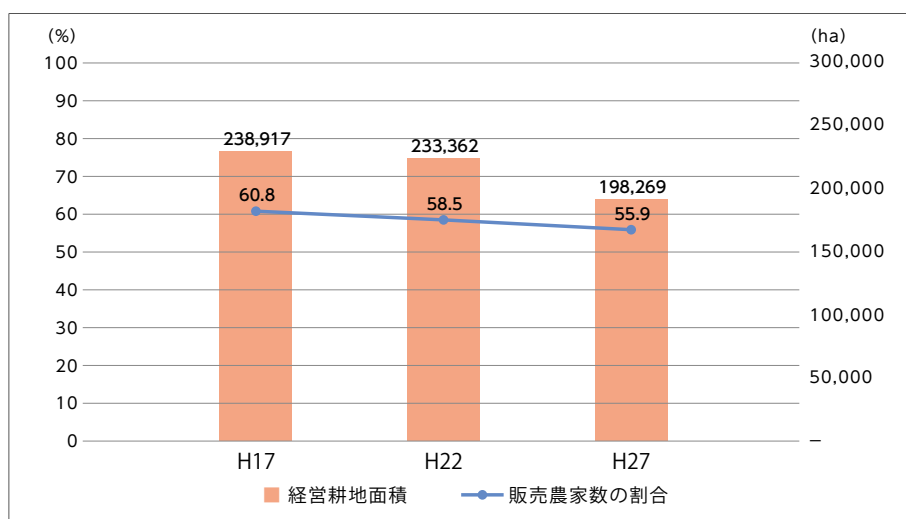
資料:総務省 平成27年国勢調査



資料:内閣府 平成30年国民経済計算年次推計

奈良市の産業別の就業人口割合は、第1次産業が1.5%と非常に少なく、全国の4%に比較しても低い数値となっています。産業別生産額割合もわずか0.2%で、全国の1.1%、奈良県の0.6%を下回っています。

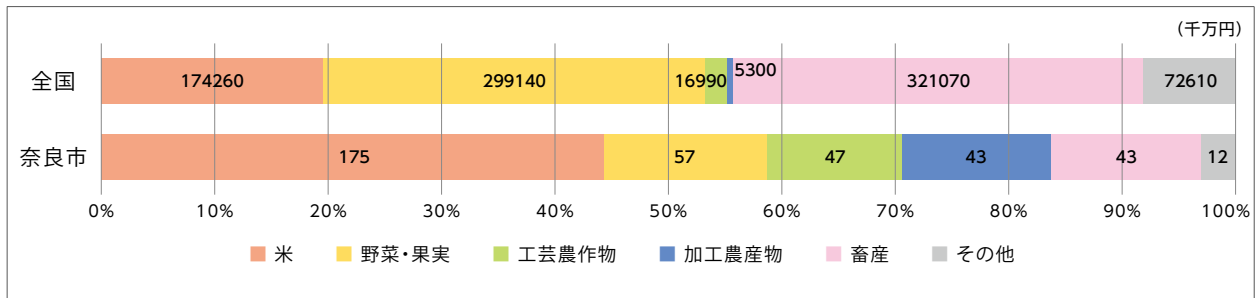
・奈良市の販売農家数の割合及び経営耕地面積



資料:農林水産省 農林業センサス2020

奈良市の販売農家数の割合及び経営耕地面積は、いずれも年々減少傾向にあります。販売農家数の割合は、平成17年度からの10年間で約5%減少しています。また、経営耕地面積は平成17年度からの10年間で約20%減少しています。

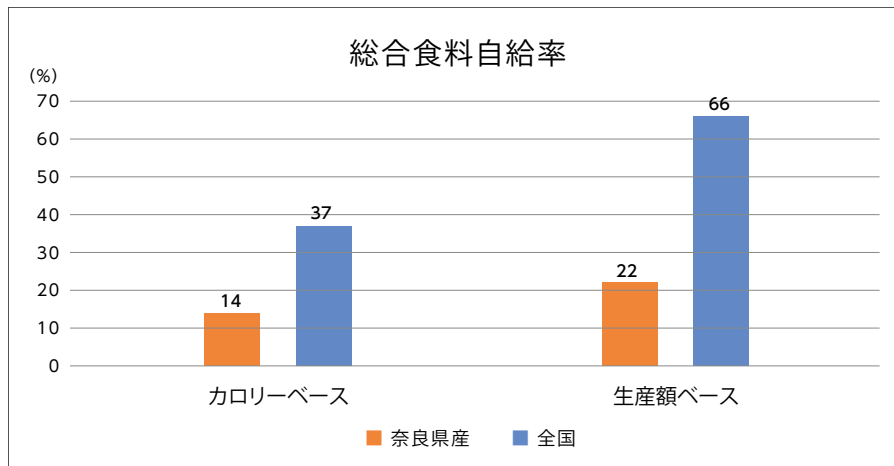
・品目別農業産出額



資料:農林水産省 令和元年 市町村別農業産出額(推計)データベース

奈良市の品目別の農業産出額については、米が17億5000万円で最も多く、次いで野菜・果実が5億7000万円となっています。全国と比較すると、米、茶を含む工芸農作物・加工農産物の占める割合が高く、野菜・果実、畜産の占める割合が低くなっています。

・総合食料自給率



資料:農林水産省 食料需給表(平成30年度)

奈良県の総合食料自給率^{※7}はカロリー（供給熱量）ベースで14.0%、生産額ベースでは22%と、ともに全国を大きく下回っています。わが国の食料自給率はカロリーベースで40%前後、生産額ベースで70%前後で推移していますが、奈良県においてはそれを下回る数値であることから、奈良県全体の消費に対して奈良県産の食材の供給が非常に少ないことが分かります。

※7 総合食料自給率

食料全体について単位を揃えて計算したもので、カロリーベースと生産額ベースの2通りの算出方法があります。カロリーベース総合食料自給率は、基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民（地域住民）に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内（地域内）生産の割合を示す指標です。生産額ベース総合食料自給率は、経済的価値に着目して、国民（地域住民）に供給される食料の生産額（食料の国内消費仕向額）に対する国内（地域内）生産額の割合を示す指標です。

3 課題

(1) 食育の課題

食育の諸問題に対する関心を問う意識調査の結果では、過去と比べて最も良い数値が出ているものの、特に若年・中年層は高齢層と比較し低い数値に留まるという傾向が見られました。食習慣の基礎を決定づける幼少期から食育に取り組むことは非常に重要であり、保育所・学校等における食育の推進、保護者世代に向けた食育の推進は今後も欠かせません。給食事業等の実施がなく食育のステージとして抜けてしまいがちであった高校・大学での取り組み、また、健康的な食習慣が失われやすい働き盛り世代に向けた職域での取り組みについては、より一層の推進が必要です。さらに、若者は郷土料理等の食文化への関心が低いという結果が出ているため、文化継承のための農業体験や農村との交流機会の提供も引き続き重要です。一方、高齢層については低栄養傾向が顕著であるため、望ましい食生活に関する情報を提供することが今後も必要となります。

また、食べ残しや食品の廃棄への意識を問う項目では、全年代で過去の調査結果と比較し最も低い数値が出ています。持続可能な社会への転換が求められる時代においては、個人の健康面だけでなく社会へ視野を向けた食育が必要です。奈良市としても、食品ロス等の環境負荷について市民に情報発信することで、一人ひとりの意識の高まりを促すとともに、地域や関係団体と協力した取り組みの推進が求められます。また、学校や保育所等の給食の場においては、命をいただくことへの意識を醸成する食育、また、生産者からの食のつながりについて理解が深められるような食育を実践し、子どもたちや保護者の食に対する感謝の気持ちを深めていく必要があります。

食には社会情勢による変化が直接的に現れます。感染症の拡大によって始まった新しい生活様式へ適切に対応するべく、従来の食のあり方を見直す柔軟性が重要となります。行動が制限される中でも、家庭や教育機関、地域等における既存の共食の機会をより良い食育の場とできるよう、日常生活に目を向け、日々の食事に地元のものを取り入れるなど、各自が創意工夫を凝らしていくことが求められています。

(2) 地産地消の課題

本市では農家数や経営耕地面積が年々減少しており、食の供給を担う農村地域の衰退が危惧されています。市民の食生活を支えてきた生産地を次世代に守り継いでいくためには、産地の担い手の確保、また、農地の効率的な利用が必要不可欠となります。

このような状況の中で、生産者と消費者の両方に好循環を生み出す地産地消の推進は、市として力を入れて取り組むべきテーマです。市民の購買行動においても、食の安心・安全意識の高まりとともに国産の食品の購入に対する意識は高まっていると考えられますが、奈良市産・奈良県産の農産物の購入行動にはつながっていません。

食品を選択する際には、国産・地元産を問わず「おいしさ」を優先している人が多く、地元農産物を意識して選択する人の割合がまだ少ないことから、購入してもらうための市民への意識の醸成が重要となると考えられます。そのためには継続的に啓発することに加え、おいしさを知ってもらうための機会を多く設定していく必要があります。

一方で、飲食店における仕入れ状況調査で奈良市産の割合が高かったいちごについては、市などの行政や生産者がPRに力を入れ、ブランド化したことが一因として考えられます。しかし、本市の農業産出額を見ると、米と比べて単価の高い野菜・果実、畜産の割合が低いことから、いちご等を除くと、奈良市産農産物は平均して低価格で販売されていると考えられます。そのため、引き続き広報戦略等を通して農産物のブランド化に力を入れ、単価の上昇をめざすことも求められます。

さらに、奈良市産・奈良県産の食品は、国産のものと比較して購入経路が限られていることが明らか

になったことから、地元農産物を広く市民の手に取ってもらえるようにするための販売経路の拡大が重要となります。

地産地消は、食の安心・安全やおいしさを求める声に応えるだけでなく、産地の所得向上など、経済活性化に寄与するものでもあります。農業を取り巻く環境が厳しい本市においては、地元農産物の価値を高めるとともに、より多くの購入行動につなげることが急務といえます。

第三章

目標と展開

1 基本目標

(1) 健全な食生活の普及を推進

近年はライフスタイルの多様化等により、規則正しい食生活の実践が難しくなっています。そのため栄養が偏り、生活習慣病などの健康問題が社会問題化しています。生活習慣病のリスク低減のためには、一人ひとりがバランスの良い食事を心掛けることが重要です。市民が生涯にわたり健康に暮らせるよう、食に対する正しい理解を広め、健康寿命の延伸を目指します。

(2) 若い世代に向けた食育の推進

生涯にわたり健康な生活を送るためには、全世代において健全な食生活を実践すべきですが、「奈良市『食育・地産地消』に関する意識調査」の結果から、若年・中年層においては食に関する意識がやや希薄であること、また18、19歳においては食文化への関心も低いことが確認されました。本市では、この世代及びその前段階である児童・生徒に向けての食育を重点的に進めることで、現在だけでなく将来にも活かせる知識の蓄積と身体づくり、そして食文化の継承を進めます。

(3) 環境と繋がる食意識の醸成

食と環境の関わりについて、近年人々の関心が高まっています。中でも、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物を指す「食品ロス」は、ごみとして処分する際の環境負荷や経済面での損失から、社会で取り組むべき課題として認識されています。家庭及び事業者における食品の廃棄量を減らす取り組みを推進するとともに、生産者の「顔」が見える地産地消を進めることで、食に対する安心と感謝の心を育みます。

(4) 農業経営の基盤強化

食の供給の土台には、農の営みがあります。地形等の地理的条件をみても本市は農業がさかんな地域だとは言えませんが、市民の安心・安全な食生活の実現にあたっては、地元農産物の生産は要となる部分です。農業を安定的に経営できる環境を整え、効率的な生産を行えるよう、意欲ある農業者へ農地を集積・集約し、経営管理を合理化するための取り組みを進めるとともに、新たな担い手を地域で確保するための支援を実施します。

(5) 地元農産物の消費拡大

農業従事者や農地が減少している中、地産地消は産地の振興に欠かすことができません。また、新鮮な食材の摂取による健康増進や、輸送時のCO₂削減などの効果も期待されます。しかし、本市においては地元農産物の認知度の低さから、未だ地産地消が進んでいるとは言えません。そのため、販路拡大やブランド化によって地元農産物の普及を行い、市民や来訪者の消費を促します。

2 施策の方向性

(1) 健全な食生活の普及を推進

① 規則正しくバランスの良い食生活の推進

健康維持のためには、毎日の食習慣を整えることが非常に重要です。若年層の間で目立つ朝食の欠食は、生活習慣病の引き金になっているとも言われています。市が主催する健康に関する講座や教室で、生活習慣の基礎を身につける時期である幼児を持つ母親等の保護者に対し、望ましい食生活のあり方を提示し、一人ひとりの生活環境における実践へ繋げていきます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・生活リズムを整えるための保護者向け講座・一日3食、バランスの良い食事の普及啓発・栄養、食生活及び食の安全についての情報提供
-------	--

② 生活習慣病及び低栄養予防の推進

生活習慣病が全死因の5割以上を占める現代において、塩分の過剰摂取などの乱れた食生活や運動習慣の欠如は、健康を害する直接的な要因とも言えます。健診結果等からリスクの高い人を抽出し、専門職による継続的な指導を行う事業等を通し、対象者の自己管理能力の向上をめざします。また高齢者に関しては、地域の自主グループへの講師派遣や配食サービス等を行うことで、栄養状態の悪化を防ぎます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・適正体重維持、減塩等の推進に関する指導・相談・健康寿命延伸のための運動講座・高齢者の低栄養予防の普及啓発
-------	---

(2) 若い世代に向けた食育の推進

① 学校等における食育の推進

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた豊かな食事や郷土料理を提供することで、健康の増進、食に関する指導、食文化の継承等を効果的に進めることができる重要な教材ともいえます。学校をはじめとする教育施設等で地元農産物を積極的に活用するとともに、食に関する指導や農林畜産物の体験学習を通して、子どもたちが食の大切さを学ぶ機会の提供を一層進めます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・給食を通じた食育の推進・生産者と触れ合う場の提供・栽培や収穫などの農業体験
-------	--

② 地域全体での食育の推進

食生活の基盤はその大部分が家庭や保育・教育機関によって形成されますが、社会構造の変化により「孤食」の問題が増えるなど、十分な食育が困難である状況もみられます。さらに社会人になると包括的な支援・指導を受ける機会が乏しく、個々の生活状況によって食生活の実情に大きく差が生じます。この状況を踏まえ、企業、ボランティア等地域の各団体の自主的な活動を支援する

ことで、市民の健康をより広範囲から後押しします。また、食と農の魅力を同時に伝える農村との交流事業を行い、食文化への関心の喚起につなげていきます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤食に対する地域活動への支援 ・ 食に関する農村地域の暮らし体験 ・ 食育関連事業者の活動支援
-------	---

(3) 環境と繋がる食意識の醸成

① 食品ロス削減

食品ロスを減らすことは、食料の効率的な確保だけでなく、廃棄処理のために発生する温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減にもプラスの効果をもたらします。社会全体での取り組みに向けて、一人ひとりが食を通じて環境問題への関心と理解を深め、日常生活の中で環境に配慮した行動に取り組むための普及・啓発を行います。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食べ残し削減に向けた啓発 ・ 手つかずの食品の廃棄削減に向けた啓発 ・ 環境意識を育む場の提供
-------	---

② 食に対する感謝の心の育成

食に対する感謝の心を育むためには、自然や社会環境との関わりの中で、食料の生産から消費に至る食の循環を理解し、生産者を始めとして多くの関係者により食が支えられていることを意識することが大切です。自然の恵みと食に関わる多くの方々の努力に感謝できるような取り組みを進めます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の生産過程を学ぶ場の提供 ・ 直売所や生産者による出張販売 ・ 栽培や収穫などの農業体験
-------	---

(4) 農業経営の基盤強化

① 農業に従事する人材の確保

高齢化に伴う離農を補う後継者の不足により農地面積や農業産出額が減少している昨今、市民の豊かな食生活を支える農業を続けていくには、後継者や労働力の確保が欠かせません。就農促進のためのPRを展開し、新たな担い手を広く呼び込むほか、就農希望者に対する農地訪問および先輩農業者との交流機会の提供、また市外から就農する場合の住まい探しの支援などを行うことで、担い手の確保そして育成へとつなぎます。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農促進のPRや農福連携などの情報提供 ・ 先輩農業者との人脈づくり ・ 住宅確保に関する支援
-------	---

② 農地の集積・集約

本市の農地には、地理的条件が悪く農業生産において不利とされる地域が多いため、生産性の向上や産業としての競争力強化が課題です。効率的な農業経営を行うには農地の集積（利用する農地面積を拡大すること）と集約（農作業を連続的に支障なく行えるようにすること）が重要であり、農地の借り受け及び農地の集積・集約を担う農地中間管理機構^{※8}の活用が急がれます。この活用率を上げるため、農地の所有者と耕作者に対し集積・集約のメリットを伝え、同機構の活用を促す取り組みを行います。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・ 農地の集積に関する周知・PR・ 農地中間管理機構を介した利用権設定の推進・ 地域と農地中間管理機構の繋がりづくり
-------	--

(5) 地元農産物の消費拡大

① 販路の拡大

地産地消を進めるにあたっては、市内どこでも地元農産物を消費できる体制をつくるのが重要です。本市は、市民や来訪者が地元農産物を目にする機会を創出するため、生産者と販売者を結びつけることで、市内各地のスーパーマーケットや飲食店、宿泊施設などへの流通量を増やします。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・ 流通に関する市場調査・ 生産者と販売者のマッチング・ 地元農産物取扱店の拡大
-------	--

② 地元農産物のブランド化

限られた人的資源や農地面積を活かしながら、農業所得を増加させるためには、農産物自体の付加価値向上による消費単価の上昇が必要となります。本市は産地の所得向上のため、広報戦略を通じて農産物のブランド化を図るほか、地元農産物を観光資源として位置付けるなど、市内における市民・来訪者による消費を推進します。

取り組み例	<ul style="list-style-type: none">・ 生産者と連携した地元農産物のPR・ 6次産業化に関する情報発信・ 地元農産物の価値を普及させる体験型事業
-------	--

※8 農地中間管理機構

農地を貸したい農家（貸し手）から、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（借り手）へ、農地の集積・集約化を進めるための中間的受け皿となる組織の名称です。平成26年度に全都道府県に設置されました。リタイアに伴い他の農業者へ農地を貸したい場合、新規就農の際に農地を借りたい場合等に活用できます。

3 指標と目標値

(1) 健全な食生活の普及を推進

指標	現状値※ ⁹ (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
朝食を毎日食べる人の割合	88.9%	95%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を一日2回以上食べる人の割合	54.9%	70%
一日に野菜を350g以上食べる人の割合	10.5%	15%
食品の安全性に関する基礎的な知識を持つ人の割合	76.7%	85%
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	男性	15.5%
	女性	26.6%

(2) 若い世代に向けた食育の推進

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
40歳未満で食育に関心を持っている人の割合	76.4%	85%
学校給食における奈良市産・県産農産物の使用割合(品目ベース)	41.0%	50%
食文化や郷土料理・伝統食への関心がある人の割合	74.6%	85%

(3) 環境と繋がる食意識の醸成

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
食べ残しや食品の廃棄を減らすことをいつも心掛けている人の割合	71.8%	80%
家庭系可燃ごみにおける食品ロスの割合	7.56%	5%

(4) 農業経営の基盤強化

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
過去5年間の新たな認定新規就農者※ ¹⁰ 数(累計)	8人	11人
農地中間管理機構を活用した農地集積率	6%	10%

(5) 地元農産物の消費拡大

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
奈良市産・県産食材を意識して購入する人の割合	9.9%	20%
飲食店における奈良市産・県産食材の使用率※ ¹¹	33%	40%
入手しやすさによって奈良市産・県産食材を購入する人の割合	5.5%	10%
学校給食における奈良市産・県産農産物の使用割合(品目ベース)(再掲)	41.0%	50%
奈良市の農業産出額	377千万円※	417千万円

※令和元年度

※9 現状値(令和2年度)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により奈良市総合計画の計画期間が1年延長されたことに伴い、第3次奈良市食育推進計画も1年延長する措置を講じました。そのため、現状を把握するための調査は、当初予定していた第3次計画最終年度(令和2年度)に行ったものです。

※10 認定新規就農者

認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に掲げる農業経営の目標の達成を目指した青年等就農計画(有効期間5年)を作成し、市町村から計画の認定を受けた者です。

※11 飲食店における奈良市産・県産食材の使用率

現状値は「奈良市『地産地消』に関する食材の仕入れ状況調査(飲食店向け)」(33ページに概要記載)の結果から算出しています。任意の一週間についての仕入れ状況を調査したため、食材の使用率は季節による変動等の影響を受けている可能性があります。

第四章

資料編

1 アンケート概要

(1) 奈良市「食育・地産地消」に関する意識調査

目的：食生活の状況と食を通じたコミュニケーションの状況などを把握し、第3次奈良市食育推進計画の推進状況評価と本計画策定のための基礎資料として活用する

対象：奈良市内に居住する18歳以上75歳未満2,200人

方法：18歳以上70歳未満はwebアンケートフォーム、70歳以上75歳未満は調査票もしくはwebアンケートフォームを用いた無記名回答

期間：令和3年2月15日～同年3月1日

結果：

	発送数（人）	回答数（人）	回答率
18歳以上70歳未満	1,924	445	23%
70歳以上75歳未満	270	178	66%
無回答	-	8	-
合計	2,194	631	29%

(2) 奈良市「地産地消」に関する意識・食材の購買動向調査「産地調べ」

目的：対象となる世帯の地産地消率及び意識の実態を把握するとともに、回答者本人に対して、産地に注目して食材を購入する意識向上と、地元農産物を周知する

対象：奈良市内の市立小学校・中学校に通う児童・生徒を持つ世帯 約23,000世帯

方法：児童・生徒に配布しているタブレット端末等を用いたwebアンケートフォームによる無記名回答

期間：令和2年12月24日～令和3年2月5日

結果：

	調査対象数（人）	回答数（人）	回答率
小学1、2年生	4,996	811	16%
小学3～6年生	10,346	2,441	24%
中学1～3年生	7,311	1,772	24%
合計	22,653	5,024	22%

(3) 奈良市「地産地消」に関する食材の仕入れ状況調査

目的：食材の仕入れ状況から市内飲食店等における地産地消に関する現状を把握し、本計画策定のための基礎資料として活用する

対象：保健所に登録のある奈良市内飲食店等約3,000件

方法：webアンケートフォームを用いた無記名回答（記名も可）

期間：令和3年2月26日～同年3月26日

結果：

発送数（件）	回答数（件）	回答率
3006	176	6%

2 奈良市食育・地産地消推進会議委員名簿

委嘱期間：令和3年9月2日～令和5年9月1日

		氏名	団体名	役職等
食育	1	いわはし あきこ 岩橋 明子	帝塚山大学	現代生活学部食物栄養学科 准教授／ヘルスチーム菜良顧問
	2	たきがわ きよし 瀧川 潔	NPO 法人奈良の食文化研究会	理事長
	3	みょうじん ちほ 明神 千穂	奈良県栄養士会奈良市支部	支部長
	4	やまなか あつよ 山中 淳代	奈良市立大宮小学校	栄養教諭
地産地消	5	いな の れいこ 稲野 玲子	市民生活協同組合ならコープ	理事会理事
	6	うじ ともひで 宇治 知英	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー	食品部長
	7	てらだ のぶてる 寺田 暢晃	奈良県農業協同組合	奈良・天理・山辺地区統括部 部長
	8	はぎはら けんじ 萩原 健司	奈良市4Hクラブ	相談役
	9	ますい よしひさ 増井 義久	奈良市飲食店組合	組合長

3 奈良市食育・地産地消推進会議規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 31 号

改正

平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号

平成 31 年 3 月 25 日規則第 9 号

令和元年 7 月 1 日規則第 7 号

令和 3 年 10 月 8 日規則第 33 号

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）第 3 条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 5 条の規定により、奈良市食育・地産地消推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の食育・地産地消推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育及び地産地消の推進に関する重要事項についての審議及び施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第 8 条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）別表第 3 項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、農政課にて行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第36号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市食育推進会議規則第9条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月8日規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に奈良市食育推進会議の委員である者は、この規則による改正後の奈良市食育・地産地消推進会議規則第3条第2項の規定により、奈良市食育・地産地消推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、奈良市食育推進会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。

奈良市食と農の未来づくり推進計画

令和4年3月策定

奈良市 観光経済部 農政課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL. 0742-34-5142